

後期高齢者医療制度の保険料が変わります

滋賀県後期高齢者広域連合において

平成 26・27 年度の保険料率が決まりました

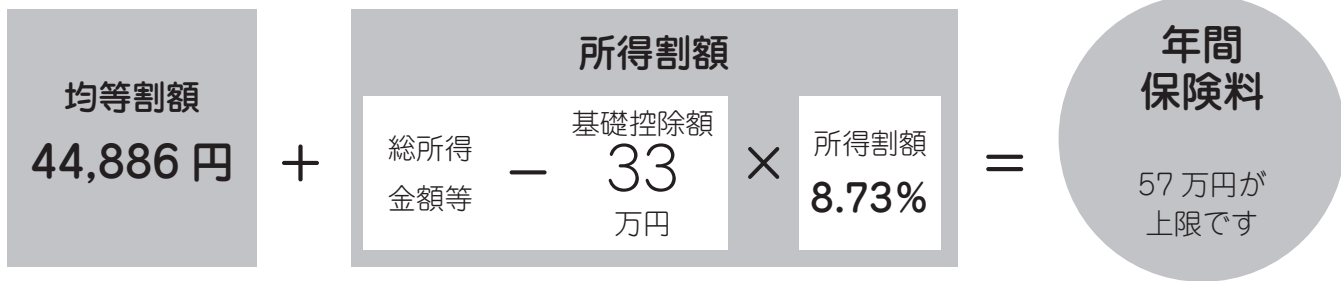
高齢化や医療の高度化などにより滋賀県の後期高齢者の医療費は年々増加しています。

医療費に見合う保険料収入を確保し、被保険者の皆さんが安心して医療を受けていただけるよう、平成 26・27 年度の保険料が滋賀県で統一して改定されることになりましたのでお知らせします。

平成 26・27 年度の保険料率（年額）

区 分	平成 24・25 年度	改定後（平成 26・27 年度）
被保険者均等割額	41,704 円	44,886 円
所得割率	8.12%	8.73%
年間保険料の上限額	55 万円	57 万円

保険料額の算出方法



保険料均等割額の軽減の範囲が拡大されます

所得の低い方の負担軽減のため、平成 26 年度から均等割額の「5 割軽減」と「2 割軽減」について対象範囲が拡大されます。軽減される世帯は以下の表のとおりです。

均等割額 世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額

「基礎控除額（33 万円）を超えない世帯」のうち「被保険者全員が公的年金収入 80 万円以下で、その他の所得がない世帯」

➔ 9 割軽減

基礎控除額（33 万円）を超えない世帯

➔ 8.5 割軽減

拡大

「基礎控除額（33 万円）」 + 「24.5 万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯

➔ 5 割軽減

拡大

「基礎控除額（33 万円）」 + 「45 万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯

➔ 2 割軽減

所得割額

被保険者の基礎控除後の総所得金額が 58 万円以下の方

↓
5 割軽減

※ ____ は拡大された内容です

※ 65 歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で 15 万円を控除し、軽減判定を行います

◆問い合わせ先

滋賀県後期高齢者医療広域連合
☎ 077-522-3013
住民課 保険年金担当
☎ 6571

新しい保険料の額は 7 月中旬に郵便でお知らせします

滋賀県後期高齢者医療広域連合のホームページで保険料額の試算ができます。
保険料試算ページ：http://www.shigakouiki.jp/seido/seido_05-03.html